

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正を考慮し、退職した職員が失業している場合の退職手当について必要な改正を行うため、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」（平成 29 年高知県条例第 27 号）が公布されましたので、お知らせします。

なお、この改正の対象者は、退職時に支給された一般の退職手当等の額が、雇用保険法の「失業等給付」相当額に満たず、かつ退職後に失業しており、公共職業安定所を通じて求職活動をしている者となります。

記

1 主な改正内容

（１）特定退職者等への給付日数の延長事由（個別延長給付）の追加（条例第10条第7項第2号）

今回の法改正により、特定退職者（条例施行規則第8条の2に定める者）又は身体障害者等就職が困難な者のうち、雇用されていた事業が災害の被害を受けて離職した者等について、再就職を促進するために必要な「職業指導」が行われる場合が延長事由として追加されるため、条例においても規定を改正する。

（２）「移転費」の支給対象の拡大（条例第10条第8項第5号）

従来の「移転費（通勤が往復4時間以上かかる等の要件に該当し、転居が必要と認められた場合に支給される運賃等）」は公共職業安定所（ハローワーク）から紹介された職業に就く場合を対象としていたが、今回の法改正により、ハローワークだけでなく、「特定地方公共団体（地方公共団体が厚生労働大臣に通知して無料の職業紹介事業を行うもの）」又は「職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものを除く）」から紹介された職業に就く場合も「移転費」の支給対象となるため、条例においても規定を改正する。

（３）個別延長給付に関する暫定措置（条例附則第36項）

今回の法改正において、平成34年3月31日以前に退職した「特定退職者」については、厚生労働大臣が指定する「雇用機会が不足していると認められる地域」の居住者であり「職業指導」が行われる場合には延長事由となるとの暫定措置がとられているため、条例においても規定を改正する。

2 施行期日

条例第10条第7項第2号・附則第36項については、平成29年7月14日（適用は平成29年4月1日）
条例第10条第8項第5号については、平成30年1月1日

3 経過措置

（１）条例第10条第7項第2号については、所定給付日数分の支給を受け終わった日が、適用日（平成29年4月1日）以後である場合に適用する。

（２）条例第10条第8項第5号の「移転費」は、施行日（平成30年1月1日）以後に職業に就いた場合に適用する。

新	旧	対	照	表
新				旧

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（失業者の退職手当）

（失業者の退職手当）

第10条 略

第10条 略

2～6 略

2～6 略

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

（1） 略

（1） 略

（2） その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項

に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3)・(4) 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～15 略

附 則

1～35 略

36 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則

(2)・(3) 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～15 略

附 則

1～35 略

で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。